

果樹農業振興基本方針の策定について

食料・農業・農村基本計画の見直しに併せ、果樹農業振興特別措置法（昭和 3 6 年法律第 1 5 号）に基づく果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）について、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会において、検討を開始する必要。

1 基本方針の性格

基本方針は、果樹農業振興の基本的な方向を明らかにするために、おおむね 5 年ごとに定められるもの。現行の基本方針は、当時の食料・農業・農村基本計画に合わせ、平成 1 7 年 3 月に策定。

○ 基本方針の策定状況（今後の予定を含む）

	公表年月		目標年度
第 1 次	昭和 4 2 年	3 月	昭和 5 1 年度
第 2 次	昭和 4 7 年	3 月	昭和 5 6 年度
第 3 次	昭和 5 1 年	8 月	昭和 6 0 年度
第 4 次	昭和 5 5 年	1 2 月	平成 2 年度
第 5 次	昭和 6 1 年	2 月	平成 7 年度
第 6 次	平成 2 年	3 月	平成 1 2 年度
第 7 次	平成 7 年	1 2 月	平成 1 7 年度
第 8 次	平成 1 2 年	4 月	平成 2 2 年度
第 9 次	平成 1 7 年	3 月	平成 2 7 年度
第 10 次	平成 2 2 年	3 月	平成 3 2 年度

2 基本方針において定める事項

法第 2 条に基づき、主要な果樹の種類（かんきつ類、りんご等 1 3 品目が政令指定）につき、以下の事項を策定。

- (1) 果樹農業の振興に関する基本的な事項
- (2) 果樹の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産目標
- (3) 栽培に適する自然的条件に関する基準
- (4) 近代的な果樹園経営の基本的指標
- (5) 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
- (6) その他必要な事項